

(第6号別紙)

令和4年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和4年11月1日(火) 午前10時から午前10時45分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(10名)	久保川 隆志	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会副会長
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長
	岩井 忠良	道路交通部 次長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
小倉 貴志	教育次長
藤井 義康	学校教育部 部長
奥田 淳	学校教育部 次長
佐原 達雄	学校教育部 担当参事
池田 淳一	義務教育課 課長
青田 泰代	義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 副主幹

他2名

5 辞令交付

6 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

7 審議(答申関係)

市川市立第一中学校の通学区域の設定について

8 答申

市川市立第一中学校の通学区域の設定について

9 議題

(1) 令和4年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について(中間報告)

(2) 令和5年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)

10 その他

【中嶋会長】

只今から、令和4年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

最初は、答申関係の審議ということで、市川市立第一中学校の通学区域の設定についてです。こちらの答申につきましては、事務局から事前に送付いたしましたが、その内容について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料の1ページとなります。「市川市立第一中学校の通学区域の設定についての答申案」をお願いいたします。

前回の通学区域審議会におきまして、諮問を行い、審議いたしました「市川市立第一中学校の通学区域」につきまして、通学区域は、中央にあります下記の表のとおりとなります。こちらの通学区域は、第一中学校建替え後の学校施設の供用開始から適用いたします。

尚、答申案の下の部分になりますが、第一中学校の通学区域の設定に伴い、第一中学校通学区域外となる下記の区域は、第二中学校の通学区域となります。学校施設建替えに伴う第二中学校の通学区域の設定については、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」に沿って、改めて審議・決定いたします。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

只今、第一中学校の通学区域の設定についてご説明がありました。前回の審議会で答申が出た際に、内容案について検討しており、了承を得ております。答申案について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【尾上委員】

この改正案の中の、国分6丁目や7丁目に住んでいる生徒は、現在は、第一中に通学していますか。

【中嶋会長】

現在の学区は、東国分中学校です。

前回の審議会の際に、通学区域が変更になる地域としてお示しされておりました。

【尾上委員】

改めて見てみると、国分6丁目、7丁目は東国分中が見える地域で、第一中の方は遠いと感じました。

【事務局】

新しく通学区域が変更となる、国分6丁目、7丁目地区の距離に関しては、昨年度、第一中学校を含め、周辺地域の8校の学校運営協議会に行って、お話をさせていただきました。

国の基準である「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で通学距離が定められておまして、中学校は6km以内の範囲内ということになっております。

安全面については、保健体育課と引き続き連携して進めていくことを、8校の学校運営協議会において、お話をさせていただいています。

【中嶋会長】

通学区域の見直しに関する方針の中で、各中学校ブロックの通学区域の見直しについては、昨年度から審議を行ってきました。第一中学校の新しい通学区域については、第一中学校ブロックの学校や周辺の学校、地域の方たちと話し合いをし、了解を得ています。いかがでしょうか。

【尾上委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

【石原委員】

今のことと同じところですが、確認したいところがあります。

令和3年度 第2回通学区域審議会の資料、別冊2ページから5ページが先ほどのお話の箇所です。3ページが見直しの視点からの評価で、5ページが見直し後の評価となります。昨年度の審議会では、様々な要素の中で、×や△のものをなるべく○にしていきたいという方向でこの学区になったと説明されたと理解しております。

そして、尾上委員のご指摘のように、東国分中の近くの中国分小の北側にお住まいの方たちは、通学距離は○になっています。確かに法律的には6km以内となっていますが、近くの中学校を見ながら、第一中に行くということですので、心情的なものがあるのだと思います。

昨年度の学校運営協議会では、説明されて了承は得ておりますが、これは建て替え後になりますので、建て替え後にもう一度、話をする機会があると思います。

その際に、距離が遠い生徒さんについては、特段の配慮して欲しいということを前回申し上げましたが、そこはぜひ引き継いでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

今委員からお話いただいたことにつきましては、きちんと議事録に残しまして、引き継ぎ、その時期が来ましたら、またお話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【中嶋会長】

それでは、この答申で、よろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

——ありがとうございます。それでは答申案通りということで、答申したいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは次第5、答申です。中嶋会長より答申書を、田中教育長へ提出をお願いいたします。

【中嶋会長】

よろしく願いいたします。

【田中教育長】

ありがとうございました。ご承認賜りまして、感謝申し上げます。

【事務局】

教育長ですが、この後は、公務のため退席いたします。

それでは中嶋会長、よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

それでは続いて、議題6の「令和4年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

「令和4年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等」につきまして、今年度半年が終了した、10月1日のデータでご報告いたします。

3ページをお願いいたします。まず、小学校・中学校の指定学校変更の主な申請理由としては、5番の市内で引っ越しをして、前と同じ学校に通学するためが多数となっております。小学校が135件、中学校が34件でした。

全体としての申請数は、小学校が168件、中学校が56件となっております。

続いて、4ページをお願いいたします。今年度4月から9月までの小学校の区域外就学についてです。区域外就学とは、市川市に隣接した他の市町村から市川市の学校に通学するための手続きです。

区域外就学の主な理由としては、5番目の市外に住民票を異動しましたが、引っ越すまで前の学校に通学するためが多くなっています。全体としましては、小学校が21件、中学校が30件でした。

また、その他の理由としましては、国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するためが一番多い理由となりまして、小学校が4件、中学校が20件となっております。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

只今、在学年児童生徒に係る指定学校変更についてということで、事務局より説明がありました。皆さん、ご意見、ご質問等はございますか。

では、引き続き、「令和5年度 新入生に向けて児童生徒増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について」ということを事務局からご説明願います。

【事務局】

それでは続きまして、議題(2)の「令和5年度 新入学に向けて 児童生徒数増加傾向の学校状況と指定学校変更の制限について」ご説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。「令和4年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒と学級数の推計」です。こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を元にした、令和10年度までの小・中学生の人口の推移です。全体的に、若干ですが微増の傾向となっております。

続いて、6ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1クラス何人で編制するかという基準を示したのになります。公立小学校の学級編成を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和3年2月に閣議決定され、昨年度から5年間かけて1クラスあたり35人に引き下げることとなりました。

令和5年度は、4年生までが35人学級となり、令和6年度以降は35人学級が1学年ずつ増え、令和7年度は全ての学年で35人学級となります。38人という数は、千葉県では、国が定めている40人の標準よりも人数を少なくして、38人までとして学級編成を行うことができるようにしており、各学校の校長先生が、基準となる人数を基に、弾力的に運用できるとしています。

次に、6ページ下の段ですが、「市川小学校の児童数及び学級数の推計←制限校兄弟」とあります。この制限校とは、指定学校変更の制限をかけるという意味でございます。

指定学校変更の制限とは、学区外から入学できる数を決めるということであり、理由としましては、各学校の教室の数や、給食を提供できる数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定し、これ以上は入学できないという人数を超えた場合は、抽選を実施することで、教室不足等への対応をしております。

表は、5年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の通学区域の年齢別人口に、過去の1年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居や私立学校への入学、指定学校の変更などが含まれており、実際に入学した過去の実績をもとにしております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

来年度入学の制限校は、学校番号順に、小学校では、6ページの市川小学校を始めとし、八幡小、宮田小、富貴島小、鬼高小、行徳小、信篤小、新浜小、富美浜小、大和田小、妙典小11校が、また同様に、中学校では、一中、二中、三中、四中、六中、福栄中、妙典中の8校、義務教育学校の塩浜学園となりまして、来年度も特別教室を含め教育活動に必要な教室が不足しておりますので、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等、調整をしております。

第七中学校については、昨年度まで制限校でしたが、教室数等の調整により、制限を解除いたします。

また、6ページの市川小学校、8ページの鬼高小学校、9ページの新浜小学校につきましては、特別教室を含め全く余裕がない状況のため、兄・姉のいる児童のみの受け付けとなります。

同じく、9ページの大和田小学校ですが、昨年度と同様に、兄弟がいる場合と、指定された学校よりも近い方を対象に受付いたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。こちらは、今お話しいたしました来年度の制限をかける学校を地図にまとめたものとなります。水色の表示は、上限を含めて制限をかける学校、ピンク色の表示の学校は、兄弟がいる場合のみ受け入れる学校となります。

以上で、令和5年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についての報告となります。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

只今、令和5年度の新入生に向けての児童生徒増加傾向の学校の状況として、学校変更の制限についてということでご説明がありました。

皆さん、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

【石原委員】

推計の数字のことは、今、教育委員会内部の推計というご説明があったんですが、これは今年度の5月1日現在ですよ。

今、2年前の資料を見てますが、鬼高小を見ると、令和5年度には1,000人を超えるとなっていました。その後、さらに増えて、令和8年度は1,189人という2年前の推計でした。今回の資料を見る200人以上違っていますが、理由を教えてください。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

推計の計算方法ですが、過去の実績をもとに、過去3年間の入学率を反映させたものになっております。昨年度から、鬼高小は兄弟制限をかけておりますので、3年間のうち1年間は兄弟制限しましたので、率としては下がっております、このような数字となっております。

昨年度通学審議会の資料では、兄弟制限をかけない場合は、令和8年度は1,018名というデータをお示ししております。

【石原委員】

2年前の資料では、制限がもう少し緩やかだったからそれぐらい入るだろうということでしたが、制限をかけたことによって減少するということは、これから先も、しばらく続いていくという理解でよろしいですかね。

35人学級になっていけば、当然、今までよりも余裕の教室を確保しておかなければいけないのはよくわかります。教室が少し空いているとはいっても制限はそのまま続けて、今回の推計で出されたような数字で今後も推移していくこと、そのように計算していることもよくわかりました。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

それでは他に皆様方、何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

——よろしいですか。皆さんからご意見、ご質問がなければ、今日の審議は、全て終了いたしましたので、次第7その他に入ります。事務局、お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

令和2年7月3日より委員を務めていただきました尾上悦子様が、今回の審議会で辞任されることになりました。尾上様、皆様一言頂戴いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

【尾上委員】

尾上でございます。私事ではございますが、民生委員を退任させていただきますので、こちらの審議会を辞任させていただくことにいたしました。

短い間ではございましたけど、大変お世話になりました。ありがとうございました。

【事務局】

尾上様には、これまでの各審議会におきまして、多くの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【事務局】

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局より事務連絡をさせていただきます。

来年度、令和5年度に入学予定の方の入学通知書につきましては、10月26日に発送いたしました。指定学校変更の手続きは、11月7日から19日までを予定しております。

次回、第3回の通学区域審議会の開催につきましては、年が明けた令和5年2月7日の火曜日、または2月9日木曜日の開催を考えております。後日改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【中嶋会長】

これもちまして、令和4年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を終了いたします。ありがとうございました。

令和4年11月1日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行